

# 陳情文書表

令和5年第1回神奈川県議会定例会

令和5年2月27日

陳情番号	136	付議年月日	5. 2. 21
件名	日米両国政府が打ち出した横浜ノース・ドックの運用強化に対して、その目的や将来の規模などの詳細な説明を神奈川県から政府に求める件についての陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情項目			
<p>1 横浜ノース・ドックの運用強化は横浜市民だけでなく、全国2位の人口を有する約906万県民を不安に陥れる恐れがあるが、まっとうな説明はない。市民の不安を解消するよう、神奈川県は日米両国政府に運用強化の目的や将来の規模などの詳細な説明を求めること。</p> <p>2 神奈川県は知事を先頭に、かねてから横浜ノース・ドック（瑞穂ふ頭）など米軍基地の早期返還を求めてきており、地元の声をしん酌しない日本政府に対してき然とした態度で臨むこと。</p>			
陳情の理由・経緯等			
<p>日米両国政府は1月、米ワシントンで開かれた日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）で、横浜にある瑞穂ふ頭（横浜ノース・ドック）の運用を強化することで合意しました。</p> <p>これは日米両国政府が横浜ノース・ドックをアジア太平洋有事における作戦での重要拠点と位置づけたことに他ならず、約380万人が居住する横浜市のみならず、約906万人が暮らす神奈川県が危機にさらされることとなります。</p> <p>この事態は、単に「米軍基地がある」というのとは訳が違いと推察します。特に深刻なことは、今回の決定が地元自治体への事前説明もなく「頭ごなし」に決められ、海外からの発表で知る結果となったことです。にもかかわらず、政府からは市民の不安を解消するような、まっとうな説明はありません。政府に横浜ノース・ドック運用強化の目的や、将来の規模などの詳細を説明するよう求めていただくよう陳情します。</p> <p>横浜ノース・ドックには既に小型揚陸艇が配備され、これまでは主に朝鮮半島有事への対応をしようとされていましたが、要員は米国から派遣されて主に訓練をしているだけでした。横浜ノース・ドックの役割の政府説明も、これまでは「(機材の) 保管」とされていましたが、今回は「配備」となっています。新たに、約280人の船舶運用要員を追加して常駐させるということは、朝鮮半島有事だけでなく沖縄や島しょ地方、台湾を含めた有事に備える目的が見て取れ、横浜ノース・ドックが臨戦態勢に組み入れられたと判断せざるを得ません。要員数も今後、なし崩し的に増える可能性があると思われます。</p> <p>神奈川県は沖縄県に次いで米軍基地が集約している県ですが、横浜ノース・ドックの問題は横浜市の中心部にあることです。東京湾の要の位置にあり、6つの鉄道が集まっている横浜駅にも近く、仮に戦闘に巻き込まれたら横浜市民だけでなく、神奈川県民の命が危機にさらされるのみならず、首都圏全体に深刻な影響を及ぼすことは間違いありません。また、横浜ノース・ドックから揚陸艇に運ばれる戦闘車両などの機器は相模原市にある在日米軍相模総合補給廠から国道16号を運ばれると推察され、多大な混乱が巻き起こる恐れがあります。</p> <p>神奈川県は「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」の会長を務める黒岩祐治知事を先頭に、かねてから①米軍基地の整理・縮小および早期返還の実現②日米地位協定の改定を求めてこられたのを承知していますが、地元の声に一切のしん酌もなく、こうした決定を下した日米両国政府に対して、き然とした態度で臨んでいただくよう要請します。</p>			

陳情番号	137	付議年月日	5. 2. 22
件名	温暖化対策見直しを求める国への意見書提出について陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県議会から国に対して下記内容の意見書を提出してください。</p> <p>1) 国の温室効果ガス削減目標を、世界が共有する目標と先進国責任を考慮した内容に修正すること。</p> <p>2) 再生可能エネルギー電源の比率を10年間で30%以上拡大する目標に修正すること。</p> <p>3) 再エネ電源や天然ガス火力発電への移行により、石炭火力発電は目標期限を定めて廃止すること。</p> <p>4) 原子力発電の存否に関する方針は、市民の意思を反映する形で決めること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>温暖化が産業革命前から+2℃を超えると+4℃～6℃も上昇するまで進行を止められなくなるリスクが指摘されています（ホットハウスアース論）。そうした「科学の声」を受け、温暖化対策を話し合う国際会議COPでは「温暖化を+1.5℃未満に留めること」、「そのために2030年までに温室効果ガス排出量を世界全体で2019年比43%以上削減すること」が合意されていますが、年末に公表された国の脱炭素方針「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」は世界が共有する目標に貢献できない内容となっています。下記のような視点からの見直しが必要です。</p> <p>1) 国の2030年温室効果ガス削減目標は2019年実績比では37%、高み42%と、世界が共有する目標を下回っています。気候危機のこの重大性と先進国責任を認識し、削減目標とその達成に向けた対策を抜本的に見直す必要があります。</p> <p>2) 再エネ先進国では大規模な蓄電システムの導入なしに再エネ電源比率を10年間で30%以上拡大した実績があります。国の拡大目標は11年間で16%前後と低い水準に留ま<sup>とど</sup>っており、引き上げるべき。</p> <p>3) 石炭火力発電は天然ガス火力発電の1.5倍以上のCO<sub>2</sub>を排出します。そのCO<sub>2</sub>を地下に貯留する方式は発電コストが1.5倍以上になると試算されていますので、割安な再エネ電源や天然ガスへの移行を進めるべき。</p> <p>4) 原子力発電の存廃は国民投票で決めた国もある重大事です。政府方針を支持する委員で固められた審議会で実質的に決定する政策決定方式は、「民主主義国家」的な決め方ではありません。</p> <p>温暖化対策では自治体や市民の取り組みも重要ですが、国の責任範囲の影響が大きいので、GX基本方針に基づく施策が本格的に実施される前に、上記事項について国への意見書を提出頂くよう神奈川県議会に陳情いたします。</p>			

陳情番号	138	付議年月日	5. 2. 22
件名	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p>国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出してください。</p> <p>陳情の理由</p> <p>コロナ禍で奇しくも保育所の重要性が社会的に認知されることになりました。コロナ以降、感染対策の徹底と、子どもたちの日常の保育を守りながら日々の保育を実施してきました。しかし、保育士の低賃金と労働の厳しさで、ただでさえ保育士不足が問題となっていました。コロナ禍によってますます保育現場は大変な状況になっています。</p> <p>小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されてないことは、由々しき事態と言わざるを得ません。</p> <p>本年4月には「こども家庭庁」が創設され、政府においても少子化対策を喫緊の課題とし、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしています。保育現場においては、子どもの安全にかかわる様々な問題が発生しています。その要因の一つとして十分なケアを行うにはあまりに少ない、保育士の配置について各種報道でも取り上げられ、全国知事会においても保育士の配置基準の改善を政府に提言されています。</p> <p>つきましては貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。</p>			

陳情番号	139-1	付議年月日	5. 2. 22
件名	教育現場における新型コロナウイルス感染対策の適切な緩和について求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p><u>教育現場（公立・私立小中高校、幼稚園・保育園）における児童生徒のマスク着用について、一人ひとりの子どもたちの意志を尊重し、外したくても外せない子どもが出ないよう、県は適切なメッセージを発出するとともに、学校側が適切な配慮をするよう求める。</u></p>			
<p>陳情の理由</p> <p>3年に渡るコロナ禍において、学校などの教育現場では子どもたちのマスク着用が求められ、給食は全員同じ方向を向いて黙食し、休み時間も大きな声で会話してはならないなどの感染対策が行われてきました。これは相手の顔を見て感情を理解したり、楽しく会話しながら人とのコミュニケーションを学んでいくといった、子どもたちの大切な学びに対して悪影響を与えるものと言えます。</p> <p>そうした中、政府は本年5月8日より新型コロナウイルスの感染症法の位置づけを5類に指定することを決定しました。また、文部科学省は本年4月1日より、学校の教育活動でのマスクの着用は求めないことを決定し、更に卒業式については前倒ししてマスクの着用をしなくても良いとしました。感染症法上の位置づけ変更に加え、当然の判断であると受け止めています。</p> <p>しかしながら、学校長及び園長への聞き取りによると、黙食やマスク着用のこれらの対策を現場判断で緩和に踏み切れない理由として、《マスク非着用者を見ると不安になる人》の存在があるとのことでした。</p> <p>こうした人々と共に、感染対策を緩和して従来通りの生活へと戻っていくことが出来るよう、【換気の重要性・効果の学び】や【換気システム（高機能換気設備・二酸化炭素濃度測定器・サーキュレーター・HEPAフィルター機能付き空気清浄機等）の設備に関し市区町村に助成金や効果の情報を改めて提供すること、及び上記換気のための設備を導入すること】により、換気方法を見直すことで、【児童生徒が活動する室内を視覚的にも安全で安心な環境に整えるよう各市町村に周知すること】や【各教育機関にて朝の会などで子どもたちにマスク着脱は自由との旨を繰り返し周知する】などの具体的な取り組みに努めて頂きたいをお願いを致します。また、前述のような感染症対策の緩和によって、教育機関等が子どもたちの健やかでのびのびとした生活や学びの場へと戻っていくよう、陳情致します。</p>			

陳情番号	139-2	付議年月日	5. 2. 22
件名	教育現場における新型コロナウイルス感染対策の適切な緩和について求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p><u>教育現場（公立・私立小中高校、幼稚園・保育園）における児童生徒のマスク着用について、一人ひとりの子どもたちの意志を尊重し、外したくても外せない子どもが出ないよう、県は適切なメッセージを発出するとともに、学校側が適切な配慮をするよう求める。</u></p>			
<p>陳情の理由</p> <p>3年に渡るコロナ禍において、学校などの教育現場では子どもたちのマスク着用が求められ、給食は全員同じ方向を向いて黙食し、休み時間も大きな声で会話してはならないなどの感染対策が行われてきました。これは相手の顔を見て感情を理解したり、楽しく会話しながら人とのコミュニケーションを学んでいくといった、子どもたちの大切な学びに対して悪影響を与えるものと言えます。</p> <p>そうした中、政府は本年5月8日より新型コロナウイルスの感染症法の位置づけを5類に指定することを決定しました。また、文部科学省は本年4月1日より、学校の教育活動でのマスクの着用は求めないことを決定し、更に卒業式については前倒ししてマスクの着用をしなくても良いとしました。感染症法上の位置づけ変更に加え、当然の判断であると受け止めています。</p> <p>しかしながら、学校長及び園長への聞き取りによると、黙食やマスク着用のこれらの対策を現場判断で緩和に踏み切れない理由として、《マスク非着用者を見ると不安になる人》の存在があるとのことでした。</p> <p>こうした人々と共に、感染対策を緩和して従来通りの生活へと戻っていくことが出来るよう、【換気の重要性・効果の学び】や【換気システム（高機能換気設備・二酸化炭素濃度測定器・サーキュレーター・HEPAフィルター機能付き空気清浄機等）の設備に関し市区町村に助成金や効果の情報を改めて提供すること、及び上記換気のための設備を導入すること】により、換気方法を見直すことで、【児童生徒が活動する室内を視覚的にも安全で安心な環境に整えるよう各市町村に周知すること】や【各教育機関にて朝の会などで子どもたちにマスク着脱は自由との旨を繰り返し周知する】などの具体的な取り組みに努めて頂きたいをお願いを致します。また、前述のような感染症対策の緩和によって、教育機関等が子どもたちの健やかでのびのびとした生活や学びの場へと戻っていくよう、陳情致します。</p>			

陳情番号	140	付議年月日	5. 2. 22
件名	葉山港の指定管理者の再選定について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>葉山港の指定管理者選定の過程は不当だったと監査委員が断じたことを受け、選定をやり直して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>私は令和4年9月15日付で「葉山港の指定管理者候補選定の検証について」という陳情を提出しました。その陳情は不承となりましたが、その後提出した住民監査請求にあたって監査委員が綿密な調査を行って下さり、監査結果からは新たな事実が判明しました。選定審査を行った港湾部会委員が監査による調査に対し、次のように述べたのです。</p> <p>「同社による本件占用行為の事実は、選定審査後に河港課から情報提供を受けて初めて知った」</p> <p>「仮に選定審査前に知らされていたら、同社の『9 コンプライアンス、社会貢献』及び『10 事故・不祥事への対応、個人情報保護』の仮採点を減点していた」</p> <p>これらを受け、監査委員は次のように述べて「選定審査の過程は不当」と断じました。</p> <p>「本件募集要項は、条例第20条に定めた選定基準の内容を実現するための適正な内容であったとは認めがたく」</p> <p>「同社が、短期間に同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て、社会的影響は小さくないというべきであり、それは、是正した事実や過怠金が納付済であったという事実をもってしても変わるものではなく」</p> <p>「行政処分という重大な結果を招いたものについては全て報告を行ったうえで、その評価を委員の裁量に委ねるべきであった」</p> <p>このような選定過程のかしについては県議会での質疑に対しても執行機関はきちんとした答弁を行っておらず、議員の皆様は判断に必要な情報を十分に得られませんでした。つまり、議決してしまったのは県議会の責任ではありません。そして、議会選出も含む監査委員はその権限を十分に活用して必要な調査をして下さいました。選定過程が不当である以上、選定結果には正当性はありません。そのため、改めて葉山港の指定管理者を選定し直して下さい。</p>			

陳情番号	141-1	付議年月日	5.2.22
件名	高等学校等就学支援金の所得制限撤廃についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、一律支給としてくださいますよう、陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>今、子どもを育てている所得制限世帯の一部は、重い経済的負担に苦しんでいます。配偶者控除は対象外、15歳までの年少扶養控除も廃止、その代替である児童手当も所得制限で受給できず、さらに、16歳～18歳の特定扶養控除も減額され、高校無償化も所得制限で対象外となり、以前と比べ可処分所得が数十万円も減少し、経済的に厳しい状態に置かれています。さらに追い打ちをかけるように、昨今の住宅価格高騰、物価高、電気代上昇、住宅ローン金利上昇予測、私立高校や大学の授業料高騰と数々の値上げが押し寄せ、高額な教育費捻出のため苦勞しています。</p> <p>子供には皆、等しく教育を受ける権利があるはずですが、現状は一部の子供たちが親の所得及び納税額が少し多い影響で、逆に授業料が払えずに希望の進学先を諦めざるを得ない事態となっています。公立高校への進学しか選択できない場合、学力に見合った高校を受験する事さえ叶わない子どもたちが現在存在します。更に、高い教育費と経済的負担が原因で生み控え・生み諦めが生じ、少子化に拍車がかかっています。以下、具体例となります。</p> <p>① 神奈川県には私立高校確約制度がありますが、確約には専願確約と併願確約があります。専願確約は併願確約よりも低い内申点で合格を確約できるため、私立1本で行きたい子供には有利な制度です。しかし、例えば所得制限などで親から公立高校に行くことを求められる子供は併願確約を選択せざるを得ず、高い内申点が求められます。また、たとえ私立高校併願確約を得ていても公立高校受験校を選択する際、自分の実力より1つ上をチャレンジできるか1つ下の学校で安全圏を狙うか、私立高校無償化世帯と無償化されない世帯では、子供の選択の可能性に差を生じさせる弊害も生じさせています。</p> <p>② 今年2月に子育て支援拡充を目指す会では「異次元の少子化対策に求める当事者アンケート～私たちが子育て予算倍増してほしいこと～」というタイトルで当事者アンケートを実施し、1週間で5,300件を超える回答を得ております。その中で高等学校等就学支援金を含む子育て支援について「所得制限を撤廃し、子どもへの支援は平等にすべき」という意見が8割強という結果となりました。更に「どのような支援が充実したら子供を追加で欲しいか」</p>			



という質問に対しては「高校授業料の完全無償化、大学費用の補助などの教育費の負担軽減」が上位にあがってきておりました。

以上の①所得制限による子供たちの競争原理の不公平解消と②経済的負担による生み控え・生み締め解消のために高等学校等就学支援金の所得制限撤廃を強く求めます。そして、所得制限撤廃は地域経済の活性化と社会保障の好循環にもつながると思います。理由は以下の通りです。

- ① 所得制限の撤廃により、教育熱心な世帯が東京から神奈川県に引っ越す可能性も高まり、神奈川県は人口増、税収増が見込めます。東京都にも、教育熱心な子育て世帯が多く住んでいます。そして、東京都と同じく神奈川県にも、レベルの高い高校が、公立私立ともに数多く存在しています。授業料の高額な神奈川県内の私立高校の授業料を、所得制限なく無償化するとなれば、教育熱心な子育て世帯にとって、大変魅力的です。高校無償化の所得制限を撤廃すれば、東京に集中している子育て世帯が、神奈川県に引っ越し、神奈川県は税収アップと地域経済活性化につながります。
- ② 所得制限撤廃により、高度外国人材世帯が国際都市横浜などに居住先を選び、神奈川県は住民税収入が増加する可能性があります。日本は、理系の高度人材が不足しており、政府は、高度外国人材の獲得に向け、年収2,000万円以上で永住権を1年で持つという政策を発表しました。高度な教育を受けた外国人世帯は、子女にも、質の高い教育を望むのが一般的です。その際、公立高校よりも、英語教育やプログラミング教育が充実した神奈川県内の私立高校の授業料が無料であることは、高度外国人材が居住先を選定する際の重要なポイントとなります。高年収な高度外国人材を国際都市横浜などに呼び込むことは、神奈川県は税収アップと地域活性化につながります。
- ③ 所得制限を撤廃し、(私立)高校補助金のためにパート収入を制限している既婚女性たちがリミットを気にせず就労し、地域経済が活性化します。現状、私立高校の補助金を受け取るために、世帯年収を気にして就労を制限する既婚女性たちもいます。最近の物価高や、電気代の上昇、相次ぐ賃上げ発表、さらに、住宅ローンの金利上昇不安から、就労したくても、私立高校の無償化所得制限がリミットとなり、世帯年収が各家庭で制限されてしまっています。今後、後期高齢者がいちだんと増加する中、既婚女性たちの就労による税収アップをなくしては、医療福祉制度が成り立たないのが現状です。高校無償化の所得制限撤廃により、女性たちがリミットを気にせず就労することが可能となり、神奈川県は地域経済活性化につながります。

今月、福井県において、高校無償化の所得制限撤廃の検討が始まりました。神奈川県においても、高校無償化の所得制限撤廃について、ご検討くださいますよう、何卒宜しく<sup>とぞよろ</sup>お願いいたします。

陳情番号	141-2	付議年月日	5. 2. 22
件名	高等学校等就学支援金の所得制限撤廃についての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、一律支給としてくださいますよう、陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>今、子どもを育てている所得制限世帯の一部は、重い経済的負担に苦しんでいます。配偶者控除は対象外、15歳までの年少扶養控除も廃止、その代替である児童手当も所得制限で受給できず、さらに、16歳～18歳の特定扶養控除も減額され、高校無償化も所得制限で対象外となり、以前と比べ可処分所得が数十万円も減少し、経済的に厳しい状態に置かれています。さらに追い打ちをかけるように、昨今の住宅価格高騰、物価高、電気代上昇、住宅ローン金利上昇予測、私立高校や大学の授業料高騰と数々の値上げが押し寄せ、高額な教育費捻出のため苦勞しています。</p> <p>子供には皆、等しく教育を受ける権利があるはずですが、現状は一部の子供たちが親の所得及び納税額が少し多い影響で、逆に授業料が払えずに希望の進学先を諦めざるを得ない事態となっています。公立高校への進学しか選択できない場合、学力に見合った高校を受験する事さえ叶わない子どもたちが現在存在します。更に、高い教育費と経済的負担が原因で生み控え・生み諦めが生じ、少子化に拍車がかかっています。以下、具体例となります。</p> <p>① 神奈川県には私立高校確約制度がありますが、確約には専願確約と併願確約があります。専願確約は併願確約よりも低い内申点で合格を確約できるため、私立1本で行きたい子供には有利な制度です。しかし、例えば所得制限などで親から公立高校に行くことを求められる子供は併願確約を選択せざるを得ず、高い内申点が求められます。また、たとえ私立高校併願確約を得ていても公立高校受験校を選択する際、自分の実力より1つ上をチャレンジできるか1つ下の学校で安全圏を狙うか、私立高校無償化世帯と無償化されない世帯では、子供の選択の可能性に差を生じさせる弊害も生じさせています。</p> <p>② 今年2月に子育て支援拡充を目指す会では「異次元の少子化対策に求める当事者アンケート～私たちが子育て予算倍増してほしいこと～」というタイトルで当事者アンケートを実施し、1週間で5,300件を超える回答を得ております。その中で高等学校等就学支援金を含む子育て支援について「所得制限を撤廃し、子どもへの支援は平等にすべき」という意見が8割強という結果となりました。更に「どのような支援が充実したら子供を追加で欲しいか」</p>			

という質問に対しては「高校授業料の完全無償化、大学費用の補助などの教育費の負担軽減」が上位にあがってきておりました。

以上の①所得制限による子供たちの競争原理の不公平解消と②経済的負担による生み控え・生み締め解消のために高等学校等就学支援金の所得制限撤廃を強く求めます。そして、所得制限撤廃は地域経済の活性化と社会保障の好循環にもつながると思います。理由は以下の通りです。

- ① 所得制限の撤廃により、教育熱心な世帯が東京から神奈川県に引っ越す可能性も高まり、神奈川県の人口増、税収増が見込めます。東京都にも、教育熱心な子育て世帯が多く住んでいます。そして、東京都と同じく神奈川県にも、レベルの高い高校が、公立私立ともに数多く存在しています。授業料の高額な神奈川県内の私立高校の授業料を、所得制限なく無償化するとなれば、教育熱心な子育て世帯にとって、大変魅力的です。高校無償化の所得制限を撤廃すれば、東京に集中している子育て世帯が、神奈川県に引っ越し、神奈川県の税収アップと地域経済活性化につながります。
- ② 所得制限撤廃により、高度外国人材世帯が国際都市横浜などに居住先を選び、神奈川県の住民税収入が増加する可能性があります。日本は、理系の高度人材が不足しており、政府は、高度外国人材の獲得に向け、年収2,000万円以上で永住権を1年で持つという政策を発表しました。高度な教育を受けた外国人世帯は、子女にも、質の高い教育を望むのが一般的です。その際、公立高校よりも、英語教育やプログラミング教育が充実した神奈川県内の私立高校の授業料が無料であることは、高度外国人材が居住先を選定する際の重要なポイントとなります。高年収な高度外国人材を国際都市横浜などに呼び込むことは、神奈川県の税収アップと地域活性化につながります。
- ③ 所得制限を撤廃し、(私立)高校補助金のためにパート収入を制限している既婚女性たちがリミットを気にせず就労し、地域経済が活性化します。現状、私立高校の補助金を受け取るために、世帯年収を気にして就労を制限する既婚女性たちもいます。最近の物価高や、電気代の上昇、相次ぐ賃上げ発表、さらに、住宅ローンの金利上昇不安から、就労したくても、私立高校の無償化所得制限がリミットとなり、世帯年収が各家庭で制限されてしまっています。今後、後期高齢者がいちだんと増加する中、既婚女性たちの就労による税収アップをなくしては、医療福祉制度が成り立たないのが現状です。高校無償化の所得制限撤廃により、女性たちがリミットを気にせず就労することが可能となり、神奈川県の地域経済活性化につながります。

今月、福井県において、高校無償化の所得制限撤廃の検討が始まりました。神奈川県においても、高校無償化の所得制限撤廃について、ご検討くださいますよう、何卒宜しく<sup>とぞよろ</sup>お願いいたします。

陳情番号	142	付議年月日	5. 2. 22
件名	国として子どもの医療費助成制度を創設することを求める意見書を提出することについて陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>国として全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することを求める意見書を、神奈川県議会より提出してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>子どもの医療費助成制度は、病気にかかりやすく重症化しやすい子どもの特性から、早期受診・早期治療を目的に地方単独事業として始まり、現在は有効な子育て支援策として全国に広がっています。通院の助成対象年齢を「高校生まで」とする市町村は、2010年時点ではわずか1%（18市町村）でしたが、2021年4月現在、同47%（817市町）と約半数に達するなど、直近10年間で大幅に拡充しました。神奈川県でも、県会の方々をはじめ各方面のご尽力により、来年度から同制度の助成対象年齢が小学校卒業まで引き上がります。</p> <p>一方でこの制度は市町村事業であるため、対象年齢や所得制限の有無、一部負担金の有無など、市町村によって差があります。現状では国としての助成制度はなく、それどころか、現物給付（＝受診時に一旦立て替えでなくその場で助成を受けられること）で助成する自治体には、国からの国民健康保険の国庫交付金を減額するという措置があります。</p> <p>1月31日には神奈川県、県市長会、県町村会が、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設する要望書を提出しました。安心して子を生み育てられる社会の実現のため政府が「子ども予算の倍増」を打ち出す中、国として、全ての子どもの健やかな成長を保障する医療費助成制度を早期に創設することが、各方面から期待されています。</p> <p>住む場所によって、子どもたちが受ける医療に差があってはなりません。私たちは地域の子どものたちのいのちと健康を守る立場から、全国一律の子どもの医療費助成制度を国として創設することを求める意見書を、神奈川県議会から提出することを陳情します。</p>			

陳情番号	143	付議年月日	5. 2. 22
件名	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しに係る意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>デフレ経済が長らく続く我が国において、新型コロナ危機、物価高により地域経済の疲弊はより一層進んでいます。そうした中で2023年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施に向けた準備が進められています。</p> <p>インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターに登録して働く高齢者など、広範な事業者に負担増が強いられます。</p> <p>一方で現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生する事業者が多くあります。また、日本俳優連合（理事長 西田敏行氏）では、年間合計で1億円程度になる映画などの二次使用料を延べ数万人に対して1件1円から分配しており、そうした多数の出演者の課税・免税を調べること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表しています。</p> <p>そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。</p> <p>中小零細事業者にとって消費税は価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあり、加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも考慮する必要があります。</p> <p>多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。</p> <p>つきましては、貴議会が政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求め、陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しに係る意見書を提出すること。</p>			